

## 監事監査規程

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社南阿蘇ケアサービス（以下「当会社」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

### (基本理念)

第2条 監事は、当会社の機関として、取締役との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当会社の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

### (職責)

第3条 監事は、当会社の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。

### (役員等の協力)

第3条 取締役及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 取締役又は取締役会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

### (監査の実施)

第5条 監査の種別は、定期監査、決算監査及び随時監査とする

2 定期監査は、各事業年度において、あらかじめ時期と内容を定めて計画的に行う監査（決算監査を除く）をいう。

3 決算監査は、毎会計年度終了後3カ月以内に決算取締役会に先立って行う監査をいう。

4 随時監査、定期監査及び決算監査以外で監事が必要と認める時に行う監査をいう。

### (定期監査及び随時監査)

第6条 定期監査は、各事業年度において監事が日程及び内容を定めた実施計画を作成し、代表取締役に提出して行う。

2 随時監査は、監事が必要と認める時に適宜日程及び内容を定めて行うことができる。

3 代表取締役は、定期監査及び随時監査の実施に協力しなければならない。ただし、対応が困難な特別の事情がある場合は、延期又は内容の変更を求めることができる。

(決算監査)

第7条 決算監査は、各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について、決算取締役会の14日前までに、十分な時間をかけて行う。

- 2 決算監査は、役員職務の執行や法人の業務及び財産の状況にかかる全般について行い、事業報告書案及び決算報告書案が適正に作成されているかを検査する。
- 3 代表取締役は、決算監査が適正かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(監査の実施通知)

第8条 監事は、監査を行うにあたり、次に掲げる事項等を代表取締役に通知する。ただし、監査の実施に支障がない場合は通知を省略することができる。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査意見
- (3) 追記情報
- (4) 監査報告を作成した日

3 監事は、監査種別に応じて、監査報告書を次の者に提出する。

- (1) 定期監査又は随時監査 代表取締役
- (2) 決算監査取締役会

4 役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、前項第1号の規定にかかわらず、監事は役員会及び評議員会に報告しなければならない。

5 監事は役員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

6 監事は、4項の報告をするため必要があるときは、代表取締役に対して取締役会の招集を請求する。

(是正又は改善)

第9条 代表取締役は、監査の結果、是正又は改善をすべき事項がある場合、必要に応じて役員会において是正又は改善方策を審議し、適切に是正又は改善を行う。

- 2 代表取締役は、是正又は改善した結果を監事に報告する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事の意見を聴いて代表取締役が定める。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。